

葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱

4 葛教総第 8 1 号
令和 4 年 4 月 1 8 日
教 育 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区立学校（以下「学校」という。）の適正規模等に関する方針の策定において必要な事項を検討するため、葛飾区学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、葛飾区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 学校の適正規模等に関する方針の策定に関する事項
- (2) その他学校の適正規模等に関する方針の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、教育長が委嘱し、又は任命する次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区立小学校校長及び副校長
- (3) 葛飾区立中学校校長及び副校長

2 前項各号に掲げる者の人数については、教育長が別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から第 2 条の規定による提言が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、葛飾区教育委員会事務局教育総務課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行する。
(葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 この要綱は、第2条の規定による提言が終了する日限り、廃止する。